

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正案 (土壌汚染対策制度)について

本資料は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号。以下「条例」という。）のうち「(第四章 工場公害対策等) (第三節 土壌及び地下水の汚染の防止)」(第 113 条から第 122 条まで) 及び関連する一部の条文の改正案に係るものです。今回募集するパブリックコメントについては、該当箇所に係る内容のみが対象となります。

第 1 改正の考え方

(1) 現行条例による土壌汚染対策制度の課題

条例による土壌汚染対策制度は、施行から 16 年が経過し、この間に土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）の改正等の環境の変化や条例の運用を蓄積してきた中で様々な課題が浮かび上がってきた。主な課題として、次の 3 点が挙げられる。

① 法との関係性の整理

法の規制対象の拡大により、法と条例の両方が適用される案件が発生しており、重複の解消が求められている。

また、土壌汚染があった場合に対策が必要となる要件について法と条例の不整合が発生している。さらに、平成 29 年 5 月に公布された改正法について、法の規制・指導及び事務を円滑に実施するため、条例においても対応が必要となっている。

② 汚染地情報の公開規定の未整備

法が汚染地の情報を台帳制度により公開しているのに対し、条例は公開に関する規定がなく、汚染地のリスク管理上の懸念がある。

③ 条例運用上の課題の発生

工場廃止時の調査における猶予規定が整備されていないことや、未調査事業者へ対応するための規定が不足していることで指導上の支障が生じているほか、土地改変時の調査における適用除外規定が不明確であるなどの指摘がある。

また、上記に加えて、法・条例に含まれていない考え方も広がりつつある。具体的には、工場操業中からの早期の自主的な調査・対策の実施や、土壌汚染対策に係る環境負荷や経済及び社会への影響にも配慮して総合的に最適化を図る、新たな土壌汚染対策の考え方が挙げられる。

都は、法に先駆けて条例制度を運用し、必要に応じて法との整合等を図ってきたが、条例施行から 16 年が経過していること及び法の施行から 15 年、前回の改正法施行からも 8 年を経過しており、法の規制が一般化し、また規制対象が拡大してい

ることなどから、法との重複の解消や不整合の整理を行うとともに、条例制度を含めた都の土壤汚染対策制度の役割について改めて考える必要が生じた。

(2) 今後の都における土壤汚染対策のあり方

条例におけるこれまでの制定等の経緯、特徴及び課題を踏まえて、今後の都の土壤汚染対策のあり方として、法及び条例のそれぞれの特徴を生かしつつ、さらに、自主的な取組推進も含めた「法と条例と自主的な取組のベストミックス」を目指すことを基本方針として、今後の条例制度を検討した。

具体的には、法の健康リスクの考え方を取り入れつつ条例の環境保全の考え方を反映した対策の要件を定めていくこと、条例における汚染原因者及び土地開発者への規制は条例制定時からの理念であり現場の実態に合致することから引き続き維持していくものの、土地所有者の関与のあり方を明確化していくこと、都内の活発な土地取引を踏まえ土壤汚染情報を積極的に公開していくこと、法と条例の両方が対象となる案件の手続の簡素化を図ること、操業中の自主的な取組や環境・経済・社会に配慮した取組を推進する仕組みを作ること、などについて検討を行ってきた。

以上のような問題認識のもと、実務を担う都区市の担当者からの意見を得ながら、学識経験者及び業界団体代表からなる土壤汚染対策検討委員会において、条例における土壤汚染対策制度の見直しの方向性について平成 29 年 11 月から検討を行い、平成 30 年 4 月に「都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討について（中間とりまとめ）」に整理した。同年 4 月から 5 月にかけて、中間とりまとめについて関係業界団体、区市、関係庁内各局へのヒアリングを実施した。

(3) 今後の予定

改正後の条例については、改正法第二段階施行と同時期の施行を目指す。

なお、関連規程の改正事項については、今秋までにかけて、引き続き土壤汚染対策検討委員会において制度的・技術的な観点からの検討を行っていく。

【参考】用語一覧

「法」土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

「改正後の法」土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）第二段階施行後の土壤汚染対策法を指す。

「改正法第一段階施行」土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）第一段階施行（平成 30 年 4 月 1 日）を指す。

「改正法第二段階施行」土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）第二段階施行（平成 31 年春）を指す。

「条例」都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）

「現行条例」平成 30 年 4 月 1 日現在の条例を指す。

「規則」都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年規則第 34 号）

「指針」東京都土壤汚染対策指針（平成 22 年告示第 407 号）

第2 改正の方向性及び改正案の概要

1 土壌汚染対策指針の作成等(第113条関係)

現行条例第113条は、条例による土壌汚染対策の目的及び規制対象を示し、知事による土壌汚染対策指針の作成を規定する条文である。

改正の方向性

- (1) 条例制定以降の土壌汚染対策に対する考え方の変遷を取り入れ、かつ法との整合を図るため、第113条において、土壌汚染対策で対象とする有害物質として「規則で定める有害物質(=法の特定有害物質)」を定義する。
- (2) 条例制定以降の土壌汚染対策に対する考え方の変遷を取り入れ、かつ法との整合を図るため、人の健康リスクの考え方について、法と同様に、直接摂取リスク全般が土壌汚染対策の対象に含まれる書きぶりに改める。

改正案の概要

○ 条例における土壌汚染対策制度の目的についての書きぶりを次のように見直す。

- ・規則で定める有害物質(以下「特定有害物質」という。)に汚染された土壌又は特定有害物質による土壌の汚染に起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため

2 汚染土壌による健康被害の防止に係る汚染除去等命令(第114条関係)

現行条例第114条は、《工場又は指定作業場を設置している者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの》(=有害物質取扱事業者)が土壌を汚染し、《人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれ》(=健康リスク)がある場合、土壌汚染への処理を命じることができる規定である。

改正の方向性

- (1) 条例制定以降の土壌汚染対策に対する考え方の変遷を取り入れ、かつ法との整合を図るため、第114条及び同条の委任する施行規則において、法と同様の健康リスクの判断基準を規定する。この基準に該当するときに、「人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある」健康リスクがあるとし、対策を義務付ける。
- (2) 健康リスク、特に飲用リスクの把握のための飲用井戸等情報収集の根拠を条例に規定する。
- (3) 法との整合を図るため、第114条に基づく対策は、法の要措置区域に指定された区域において求められる対策と同等とする。改正法第二段階施行への対応のため、対策に係る名称についても、改正後の法の用語(「汚染除去等」)を用いる。
- (4) 改正法第二段階施行への対応のため、命令発出時に、計画書の作成提出及び措置の実施の期限を示す。

改正案の概要

○ 汚染土壌による健康被害の防止に係る対策の命令について、発出要件を明確化し、次

の判断基準を規則に規定する。

- ・ 特定有害物質により規則で定める基準（「汚染土壌処理基準」）を超え、又は超えるおそれのある土壌の汚染を生じさせ、
- ・ かつ、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるとして規則で定める基準に該当すると認めるとき。
に対策を命ずることができる。

○ 命令については、期限を定めて、次の内容を命じることとする。

- ・ 土壌汚染の除去等の措置の計画書(以下「汚染除去等計画書」という。)を作成し、
- ・ これに基づき、当該工場又は指定作業場の敷地内の土壌汚染の除去等の措置をすること。

○ 知事は、人の健康に係る被害が生じ、若しくは生じるおそれがあるとして規則で定める基準に該当することを判断するために必要な限りにおいて、当該判断に必要な情報を自ら収集し、又は情報を有する者に対し提供を求めることができることとする。

○ 知事は、前項の規定に基づき収集し、又は提供を受けた情報について、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めることとする。

3 地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請等(第 115 条関係)

現行条例第 115 条は、《有害物質による地下水汚染が認められる地域がある場合》の有害物質取扱事業者への調査要請及び調査の結果等により《当該土壌汚染が当該地下水汚染の原因であると認められるとき》に有害物質取扱事業者に土壌汚染への処理を命じることができる規定である。

改正の方向性

- (1) 法との整合を図りつつ条例の特徴を生かすため、将来にわたる地下水の飲用利用可能性の観点から条例の地下水環境保全の考え方は維持した上で、第 115 条及び同条の委任する規則において地下水汚染対策に係る措置の命令を発出する要件を明確化する。
- (2) 条例の特徴を生かすため、地下水汚染に対する命令については、第 114 条の命令と同一の用語を用いず、地下水汚染対策を目的としていることを明確にする。

改正案の概要

○ 地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請等については、当該地域の土地の埋立等の造成の来歴及び現在の土地利用からみて将来にわたり地下水の利用が見込まれない場合等を除き適用すると整理するとともに、現行条例第 115 条第 2 項の規定による命令の発出要件を明確化し、次の判断基準を規則に規定する。

- ・ 当該敷地内の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える場合で、
- ・ かつ、当該土壌汚染が周辺の地下水汚染の原因である又は周辺の地下水を汚染するおそれがあるとして規則で定める基準に該当すると認めるとき

○ 命令については、期限を定めて、次の内容を命じることとする。

- ・地下水汚染対策に係る措置の計画書（以下「地下水汚染対策計画書」という。）を作成し、
- ・これに基づき、当該敷地内における地下水汚染対策に係る措置を実施すること。

4 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(①調査)(第 116 条第 1 項関係)

現行条例第 116 条は、有害物質取扱事業者に対し、工場又は指定作業場の廃止又は全部若しくは主要な部分の除却時に、敷地内の土壌の汚染状況の調査を義務付ける規定である。

改正の方向性

- (1) 法との整合及び条例運用上の課題への対応のため、現行条例第 116 条による工場等（工場又は指定作業場のこと。以下この文書において同じ。）の廃止時の調査報告期限を「廃止又は除却をしようとする日の 30 日前」から、法の規定を参考に「工場等の廃止の日から 120 日以内」に変更し、工場等を廃止した者に対し調査義務を課す。
- (2) 条例運用上の課題への対応のため、工場等の全部若しくは主要な部分の除却時の調査を、第 117 条と同様に土地の改変時の汚染の拡散防止を目的とした規定として改めて位置付けることとする。このことから、除却に伴い土地の掘削を行う箇所を調査の対象とし、掘削の実施の 30 日前までに調査報告を行うこととする。また、「主要な部分」の定義を明確化する。

改正案の概要

- **有害物質取扱事業者が工場又は指定作業場の廃止に伴い実施する土壌の汚染状況調査に関する規定に関し、次の点を変更する。**
 - ・知事への調査報告期限を、工場等の廃止の日から 120 日以内とする。
 - ・当該調査の義務を負うものを、「有害物質取扱事業者であったもので工場又は指定作業場を廃止した者（＝工場等廃止者）」とする。
- **有害物質取扱事業者であって、工場又は指定作業場の全部若しくは主要な部分を除却しようとするものの調査報告について、次の点を変更する。**
 - ・知事への調査報告期限を、工場等の除却に伴い土壌の掘削を行う日の 30 日前までとする。
 - ・「主要な部分」を「工場又は指定作業場に存在する施設のうち、特定有害物質を取り扱ったことにより土壌汚染が引き起こされたおそれがある施設」とする。
 - ・調査の実施範囲を、除却に伴って土壌の掘削を行う箇所に限定する。

5 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(②調査の猶予)(第 116 条第 1 項関係)

現行条例第 116 条は、調査の猶予（土地の調査義務の一時的免除のことをいう。以下「猶予」という。）の規定がないが、法施行の後、猶予に関する考え方を都から通知で示している。具体的には《建物があって調査が困難な場合で、工場等の建物を取り壊すまでの間》《引き続き工場等設置者に管理されているか、土地所有者に管理が適切に引き継がれているこ

と》を要件としている。

改正の方向性

- (1) 改正法第二段階施行への対応及び条例運用上の課題への対応のため、工場等廃止後の調査について、猶予の規定を整備する。ただし、条例の汚染原因者責任の考え方により、猶予の申請は、調査義務者（原則として工場等廃止者）が行う。
- (2) 条例の汚染原因者責任の考え方により、猶予の要件を独自に加える。
- (3) 知事による猶予の確認に当たっては、工場等の操業時の状況に関する図面や記録等の保管、土地の改変等利用状況の変更届出、土地所有者等の変更届出を条件とするほか、猶予中の土地の現況が猶予の状況を満たしているかどうか届出を求め又は立入りにより確認することができる。
- (4) 猶予の取消しについては、猶予の確認時の条件に違反した場合や届出内容の確認又は行政の現場確認により猶予の要件を満たしていないことが確認された場合に取消しを可能とする。

改正案の概要

- **工場等廃止後の調査については、調査義務を負った者が猶予の申請をした場合であつて次の要件を満たす場合に限り、知事が汚染状況調査の猶予に関する確認を行うこととする。**
 - ・ 土地の利用方法からみて土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがなく、
 - ・ かつ、その利用方法からみて当面の間汚染状況調査を実施できない状況にあるとき
- **猶予の確認に当たって、知事は、次の内容を確認の条件とすることができる。**
 - ・ 工場等の操業時の状況に関する図面や記録等の保管
 - ・ 猶予中の土地利用状況の変更の届出
 - ・ 土地の所有者等（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）の変更の届出
- **知事は、猶予中の土地の現況が猶予の要件を満たしていることについて、届出を求め、又は立入りにより確認することができることとする。**
- **知事は、猶予の確認を行った土地について、次のいずれかの場合、当該敷地内の必要な部分について、猶予の確認を取り消すことができることとする。**
 - ・ 届出の内容又は立入検査により猶予の要件を満たしていないことが確認された場合
 - ・ 猶予の確認の条件に反したとき
- **猶予の確認の取消しを受けた者に次の義務を課す。**
 - ・ 確認を取り消された日から 120 日以内に、確認を取り消された部分について汚染状況調査を行い、その結果を知事に報告すること

6 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(③調査義務承継)(第 116 条第 4 項関係)

現行条例第 116 条第 4 項は、有害物質取扱事業者が何らかの事情により、土壤汚染の調査を行わずに廃止等に係る土地を譲渡した場合に、当該土地の譲渡を受けた者に対し、土壤の調査を義務付けるものである。

<p>改正の方向性</p> <p>(1) 条例運用上の課題への対応及び条例制定以降の考え方を取り入れるため、条例第116条の調査義務については、工場等廃止者による調査が行われる見込みがないとき、土地の状態責任に基づき、その時点の土地所有者等に課すこととする。土地所有者等に調査義務を課すに当たっては、当該土地所有者等に対してその旨を通知するものとする。</p> <p>(2) 土地の権利の移転があった場合の調査義務の承継の考え方は、法に準じる。調査義務の承継について、合意があったとみなされる場合は、新たな権利者が調査義務を負う。</p> <p>(3) 調査結果の報告についても、土地所有者等に義務付けることとし、義務を履行しなかった場合、勧告の対象とする。</p>
<p>改正案の概要</p> <p>○ 工場等廃止後の調査については、次のいずれかの場合に、当該土地の所有者等は汚染状況調査を行い、その結果を知事に報告することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査を行うべき者が不存在その他の理由により調査を行なう見込みがないことについて都道府県知事からの通知を受けたとき ・土地の所有者等が調査を行う意向があるとき

<p>7 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(④汚染があった場合の命令)(第116条第2項関係)</p> <p>現行条例第116条第2項は、有害物質取扱事業者に対し、敷地内の土壌の汚染状況の調査結果に基づき、汚染拡散防止計画書を作成し、汚染の拡散防止の措置の実施を命じることができる規定である。</p>
<p>改正の方向性</p> <p>(1) 法との整合を図りつつ条例の特徴を生かすため、第116条の規定において、健康リスクがある場合(第114条相当)又は地下水汚染が拡大するおそれの多い高濃度の土壌又は地下水の汚染がある場合(第115条相当)に、有害物質取扱事業者又は工場等廃止者に命令を発出し、措置を義務付ける。</p> <p>(2) 汚染原因者である有害物質取扱事業者又は工場等廃止者に対して、汚染除去等の措置若しくは地下水汚染対策に係る措置を命じる規定とする。</p> <p>(3) 土地所有者等が措置を行う旨について合意がある場合又は工場等廃止者が不存在の場合(土地所有者等が当該土地に係る権利の取得に当たり過失がない場合を除く。)は、土地所有者等に命令を発出することも可能とする。</p>
<p>改正案の概要</p> <p>○ 汚染状況調査の結果により、有害物質取扱事業者又は工場等廃止者に対して発出する命令については、その発出要件及び内容について次のように改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該敷地内の土壌汚染による人の健康被害のおそれがあると認めるとき(第114条

と同等)に、汚染除去等計画書の作成及びこれに基づく措置の実施を命ずることができる。

- ・当該敷地内の土壌汚染による周辺の地下水汚染のおそれがあると認めるとき（第115条と同等）に、地下水汚染対策計画書の作成及びこれに基づく措置の実施を命ずることができる。

○ 次のいずれかの場合は、当該土地の所有者等に対し、命令を発出することができることとする。

- ・土地の所有者等が当該措置をする旨の合意があったとき又は合意があったと認められるとき
- ・工場等廃止者が不存在で命令を発出することができないとき。ただし、当該土地に係る権利の取得に当たり土地の所有者等に過失がない場合を除く。

8 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(⑤対策義務の承継)(第116条第4項関係)

現行条例第116条第4項は、有害物質取扱事業者が何らかの事情により、汚染の拡散の防止の措置を行わずに廃止等に係る土地を譲渡した場合に、当該土地の譲渡を受けた者に対し、汚染の拡散の防止の措置を義務付けるものである。

改正の方向性

(1) 条例運用上の課題への対応のため、工場等廃止者が措置を行わずに土地の譲渡等の権利の移転や土地・建物の返還を行った場合、土地所有者等に措置の実施義務及び計画作成・提出等の義務を課し、指導の対象とする。新たに実施等義務を負った土地所有者等については、実施等義務に違反した場合でも罰則は適用されないが、第120条に基づく勧告の対象とする。なお、健康リスクのある土地で措置未実施の場合については、法第5条による土地所有者等への調査命令の発動要件を満たすことも指導の際に示し、土地所有者等に対して対策を促していく。

改正案の概要

○ 命令及び措置に係る各規定にかかわらず、工場等廃止者が措置を行わずに当該土地に係る権利を譲渡(借地又は借家の場合は返還)したときは、その土地の所有者等に次の義務を課す。

- ・汚染除去等命令相当あるいは地下水汚染対策命令相当である場合において、該当する措置に係る計画書を作成し、知事に提出すること。
- ・当該計画書に基づき措置を行うとともに、措置の完了について知事に届け出ること。

9 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(⑥汚染地の改変)(第116条第3項関係)

現行条例第116条第3項は、同条第2項で汚染の拡散防止の措置の実施を命じられた有害物質取扱事業者に対し、汚染拡散防止計画書の提出及びこれに基づく汚染拡散防止措置の完了の届出を義務付ける規定である。

改正の方向性
<p>(1) 法との整合を図るため、土壌汚染があっても健康リスクの要件や周辺地下水汚染の要件に該当しない土地については、対策を要しないものとする。当該土地については、法の形質変更時要届出区域と同様に、汚染土壌が存在する範囲のうち掘削等を行う範囲において、拡散防止の措置を義務付ける。</p> <p>(2) 法との整合及び条例運用上の課題への対応を図るため、拡散防止措置の義務については、汚染地の改変を行おうとする者に課す規定とする。</p> <p>(3) 現行条例第 116 条第 3 項と同様に、汚染地の改変の実施の前に汚染拡散防止計画書を提出し、拡散防止措置の終了後に完了の届出を行う。</p> <p>(4) 改変行為の要件は、法第 12 条及び第 16 条の要件との整合を図る。</p>
改正案の概要
<p>○ 次に掲げる土地において、土地の掘削その他の行為(=「汚染地の改変」)をしようとする者(=「汚染地改変者」)は、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散を防止するための計画書(以下「汚染拡散防止計画書」という。)を作成し、知事に届け出なければならないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 114 条、第 115 条、第 116 条において措置を実施したのち汚染の除去がされていない土地 ・ 第 116 条の調査結果により土壌汚染が認められたのち汚染の除去がなされていない土地（第 114 条若しくは第 115 条相当の土壌汚染があり命令を発出されているか、又は発出の見込みである土地を除く。） <p>○ 汚染地改変者は、汚染拡散防止計画書の内容を誠実に実施し、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならないこととする。</p>

10 工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(⑦操業中の自主的な調査対策) (第 116 条関係)
現行条例第 116 条には、工場等の操業中に自主的に実施した調査結果を報告する制度は設けられていない。
改正の方向性
<p>(1) 法・条例にない新しい考え方を取り入れるため、操業中でかつ法又は条例の調査契機に該当しないときに行った自主調査・対策について、条例第 116 条と同様の調査報告・対策の報告を任意で行うことができる制度を新たに設ける。報告の契機は特段限定せず、事業者の自主性に委ねる。</p> <p>(2) 調査の結果汚染があった場合は対策を行う前提であることから、対策義務及びこれに係る命令等の手続は、通常の有害物質取扱事業者に対する規定と同等とする。また、その後の土地改変時の届出義務についても、同等とする。</p>
改正案の概要
○ 有害物質取扱事業者は、工場又は指定作業場の廃止の前に、当該工場又は指定作業

場の敷地内の土壌の汚染状況について調査を実施したときは、その結果を知事に報告することができることとする。

- 調査の結果汚染が認められた場合は、調査義務に基づく調査の結果汚染が認められたときの規定(第 116 条)が適用されることとする。

11 土地の改変時における改変者の義務(①法第4条に基づく届出の契機が生じた土地への対応)(第 117 条第1項関係)

現行条例第 117 条第 1 項は、敷地面積 3,000 m²以上の土地において規則で定める行為(「土地の改変」)を行うとき、土地の改変者が土地の利用履歴を調査し報告することを義務づけた規定である。

改正の方向性

- (1) 改正後の法へ対応するため、法第 4 条第 1 項の届出対象となる土地(改正法第二段階施行後において対象となる施設操業中の土地を含む。)については、円滑かつ正確に汚染のおそれの判断を行うため、全て条例第 117 条の対象となるよう、法第 4 条第 1 項の対象となる場合に限り規則で定める敷地面積要件を見直すとともに、《法第 4 条第 1 項の届出対象となる行為》を規則で定める「土地の改変」に加える。

改正案の概要

- 改正後の法第4条第1項の届出対象となる行為を行う場合は、条例第 117 条に基づく土地の利用履歴の調査報告の対象となるよう、規則に定める敷地面積要件及び改変行為の定義を改正する。

12 土地の改変時における改変者の義務(②適用除外)(第 117 条第1項関係)

現行条例第 117 条第 1 項は、敷地面積 3,000 m²以上の土地において規則で定める行為(「土地の改変」)を行うとき、土地の改変者が土地の利用履歴を調査し報告することを義務づけた規定である。

改正の方向性

- (1) 条例運用上の課題への対応のため、適用除外行為として認めている「通常の管理行為」及び「軽易な行為」を、施行規則又は施行通知に記載し、明文化する。
- (2) 「通常の管理行為」としては、主にこれを規制することで公共の利益において不具合を生じるものとして、水道、下水道、ガス、電気工事等を対象とする。また、現行運用で認めている用水・排水施設の設置、植栽管理行為のほか、既存道路補修等、行為の性質から見て汚染の拡散のおそれが少なく、かつ日常性・緊急性を要する行為も対象に加える。
- (3) 「軽易な行為」については、《300 m²未満の土地の形質の変更(当該箇所において既往調査で基準超過が確認されている場合は除く。)》とする。仮設の工作物や塀等の建設は、軽易な行為に当たるかどうかで適用を判断する。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」についても、適用除外に加え

る。
改正案の概要
○条例第 117 条に基づく土地の利用履歴の調査報告義務の適用除外となる行為について、規則に明文化する。

13 土地の改変時における改変者の義務(③汚染拡散防止措置)(第 117 条第3項関係)
現行条例第 117 条第 3 項は、土地改変者に対し、汚染状況調査の結果判明した汚染に対し、改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、汚染拡散防止計画書の作成提出を義務付ける規定である。
改正の方向性
(1) 法との整合を図りつつ条例の特徴を生かすため、第 117 条については、対策を要する土地についても、命令の規定は問わず、土地改変者に対し、判明した汚染に対する措置を汚染拡散防止計画書の中で義務付ける。このとき、飲用リスクの有無に関する情報を通知し、通知の前に既に提出された計画書に対しては、変更を指示できることとする。 (2) 法との整合を図るため、汚染が残置されたまま土地の改変が終わった土地について、規則で定める行為(汚染土壌に触れるような土地の改変、対策に係る構造物の改変)を行おうとする者は、行為の実施の前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行う。
改正案の概要
○ 知事は当該調査対象地の土壌汚染による人の健康被害の生じるおそれが第 114 条第 1 項に定める基準に該当するときは、土地改変者に対し、その旨を通知し、汚染拡散防止計画の変更を指示できるものとする規定を加える。 ○ 届出の契機となった土地の改変に伴って実施した汚染拡散防止措置において汚染の除去がなされていない土地における汚染地改変者は、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に届け出なければならないこととする。 ○ 汚染地改変者は、汚染拡散防止計画書の内容を誠実に実施し、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならないこととする。

14 記録の保管・承継(第 118 条関係)
現行条例第 118 条では、条例に基づく調査及び対策の記録を実施者が作成・保管し、土地の譲渡の際には、土地の譲渡を受ける者に対し、当該記録を引き継ぐこととしている。
改正の方向性
(1) 条例運用上の課題への対応のため、有害物質取扱事業者や土地改変者等から土地所有者等への土壌調査及び対策に係る記録の共有・承継を義務づける。 (2) 土地所有者等は、当該土地について新たに土地改変が行われる際には、改変者に土壌調査及び対策の記録を提供するものとする。

(3) 土地所有者等が土地を譲渡する際には、土壌調査及び対策の記録を承継する。

改正案の概要

○ **条例に基づく調査を行った者、措置に係る計画書を作成した者及び措置を行った者に次のことを義務付ける。**

- ・当該調査及び措置等について、土地所有者等と内容を共有すること。
- ・当該調査及び措置等について記録を作成、保管し、必要に応じて土地所有者等へ引継ぐこと。

○ **土地所有者等に対し、共有又は引継がれた記録に関して、次のことを義務付ける。**

- ・当該土地の改変を行おうとするものへ記録を提供すること。
- ・土地に係る権利に移転があった場合に、都度、新たな土地所有者等に記録を引継ぐこと。

15 台帳(新規)

現行条例において、土壌汚染情報に関する台帳の調製及び公開に係る規定はない。

改正の方向性

- (1) 情報公開の推進のため、条例においても台帳の調製・公開の仕組みを設けた上で、より積極的な情報提供に向けて情報公開範囲・運用方法を含めて検討していく。
- (2) 「汚染ありと評価された土地」及び改正法第一段階施行で対象となる「汚染が除去された土地」については、当該土地の汚染の状況や対策、土地の改変の履歴について、法と同様の台帳を調製し、公開の対象とする。
- (3) 将来的には、「汚染が確認されなかったことの届出」も含め、条例に基づく調査・対策の届出等があったことの一覧について、台帳を調製し、公開の対象とする。

改正案の概要

○ **知事は、第 114 条の命令の対象となった土地及び第 115 条から第 117 条までの規定に基づく汚染状況調査により土壌汚染が認められた土地について、所在地その他規則で定める事項を記載した台帳を調製し、これを保管しなければならないこととする。**

○ **知事は、第 114 条から第 117 条までの規定に基づく届出等のうち規則で定めるものについて、その届出等の履歴その他の規則で定める事項を記載した台帳を調製し、これを保管しなければならないこととする。**

○ **台帳は、公開する。**

16 勧告(第 120 条及び第 156 条関係)

現行条例第 120 条は、第 114 条から第 117 条までの規定（命令の対象となるものを除く。）に違反をしている者に対し是正措置を勧告する規定である。また、第 156 条は、条例に基づく勧告に違反した者の公表を規定しているが、この公表の対象に第 120 条に基づく勧告は含まれていない。

改正の方向性

- (1) 条例運用上の課題への対応のため、調査義務違反者に対しては、第 120 条に基づく

<p>勧告を行い、第 156 条に基づく「違反者の公表」を実施する。</p> <p>(2) 調査報告義務違反の勧告がなされた土地についての公開の規定は、第 156 条とは別に、条例第 4 章第 3 節（第 113 条から第 122 条まで）において設け、違反者の公表に先立って迅速に行うことを可能とする。</p>
<p>改正案の概要</p>
<p>○ 知事は、第 116 条の調査義務規定に違反している者に対する勧告を行ったときは、当該調査義務の対象となっている土地の場所とその範囲について、公開することができることとする。</p> <p>○ 第 156 条に「第 120 条の規定による勧告」を加える。</p>

<p>17 土地所有者等の協力義務(第 114 条～第 117 条関係)</p>
<p>現行の第 114 条及び第 116 条においては、汚染土壌の処理を命じられた工場等の敷地が当該有害物質取扱事業者の所有でない場合は、当該事業者には掘削の権原がないので、土地の所有者に対し、汚染土壌の処理について協力すべきことを定めている。</p>
<p>改正の方向性</p>
<p>(1) 土地所有者等に対し、対策実施時の協力義務のほか、土地所有者以外の者が実施する調査についても協力が不可欠であることから、条例上の義務者が調査・措置等を実施する場合の協力義務について規定する。</p>
<p>改正案の概要</p>
<p>○ 第 114 条から第 117 条までの規定に基づき調査及び措置等を実施する者が当該土地の所有者等でない場合、当該土地の所有者等はこれらの実施について協力義務を負うこととする。</p>

<p>18 適用除外(第 122 条関係)</p>
<p>現行条例第 122 条において、《汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壌》は第 113 条から第 121 条の規定の適用除外としている。</p>
<p>改正の方向性</p>
<p>(1) 改正後の法の考え方を取り入れるため、汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壌については、改正後の法が自然由来等基準不適合土壌を規制の対象としていることの趣旨を踏まえ、搬出による汚染拡散リスクの観点から条例の規制を一部適用する。</p>
<p>改正案の概要</p>
<p>○ 第 113 条から前条までの規定は、汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所(汚染の原因が、専ら自然的条件によるものと同程度に汚染された土砂に由来すると認められる埋立地を含む。)の土壌については、当該場所からの土壌の搬出による汚染拡散防止に必要な限りにおいて適用することとする。</p>

19 法との重複に係る整理(規則・指針事項)

法の規制対象の拡大により、法と条例の両方が適用される案件が発生しており、重複の解消が求められている。

改正の方向性

- (1) 法と条例が同時に適用される土地においても、条例を完全に適用除外とはせず、調査対策における条例の規定が適用されることとする。
- (2) 汚染状況調査については、法の土壌汚染状況調査との整合及び条例独自の地下水環境保全の観点も考慮して、合理化する。
- (3) 土壌汚染状況調査報告書、措置に係る計画書及び完了の届出については、手続は要するものの、添付書類として法の調査報告書、計画書等を活用できるものとする。
- (4) 法の形質変更時要届出区域の指定がされた土地について、法第 12 条の形質変更届、第 16 条の搬出届、措置完了報告書の提出があった場合は、条例の汚染地の改変における汚染拡散防止計画・完了の届出がそれぞれあったものとみなす。

改正案の概要

○ 指針に定める汚染状況調査については、次のとおり合理化する。

- ・ 土壌の調査方法は法の規定による調査方法と整合させる。
- ・ 地下水の調査方法は、条例の規制目的を踏まえ必要な事項を定める。

○ 第 116 条及び第 117 条の規定による汚染地の改変時の手続きについては、規則において次のことを規定する。

- ・ 汚染拡散防止計画書については、法第 12 条の規定による形質変更届、第 16 条の規定による搬出届において計画書に記載すべき事項が届出られた場合にあっては、計画書の提出があったものとみなす。
- ・ 汚染拡散防止措置完了届については、法の形質変更時要届出区域における措置完了報告書において完了届に記載すべき事項が届出られた場合にあっては、完了の届出があったものとみなす。